

生駒市教育委員会規則第7号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。